社会福祉法人　日野の郷　各種事業　重要事項

令和6年8月1日施行

介護老人福祉施設　楽寿園　兵庫県指定番号　第2871800054号
ユニット型介護老人福祉施設　楽寿園　兵庫県指定番号　第2871800609号
楽寿園　短期入所生活介護　兵庫県指定番号　第2871800112号
楽寿園　ユニット型短期入所生活介護　兵庫県指定番号　第2871800567号
楽寿園　介護予防短期入所生活介護　兵庫県指定番号　第2871800112号
楽寿園　ユニット型介護予防短期入所生活介護　兵庫県指定番号　第2871800567号

法人名　社会福祉法人 日 野 の 郷
代表者　理事長　東 口　千 惠 子
所在地　677-0002　兵庫県西脇市前島町260－1
連絡先　電 話　0795－23－7700
FAX　0795－23－7300
URL　http://www.rakujuen.jp/net
1、管理者　施設長　東口 喜樹

2、職員配置状況

職種	配置基準	配置数
施設長	1名	1名
副施設長	0名	1名
事務長(総務課長)	0名	1名
生活相談員	2名	基準以上配置
介護支援専門員	2名	基準以上配置
介護職員	44名	基準以上配置
看護師	3名	基準以上配置
看護職員(機能訓練兼務)	3名	基準以上配置
管理栄養士	2名	基準以上配置
事務職員	0名	基準以上配置
嘱託医	1名	1名
営繕	0名	若干名

介護老人福祉施設【従来型多床室利用】

サービス費の種類		介護度	1日の利用料金	30日・月額
基本料金	介護老人福祉施設 基本サービス費	要介護1	589円	17,670円
		要介護2	659円	19,770円
		要介護3	732円	21,960円
		要介護4	802円	24,060円
		要介護5	847円	25,410円

食費	1,645円	49,350円
居住費	915円	27,450円

介護老人福祉施設【従来型個室利用】

サービス費の種類		介護度	1日の利用料金	30日・月額
基本料金	介護老人福祉施設 基本サービス費	要介護1	589円	17,670円
		要介護2	659円	19,770円
		要介護3	732円	21,960円
		要介護4	802円	24,060円
		要介護5	847円	25,410円

食費	1,645円	49,350円
居住費	1,231円	36,930円

ユニット型介護老人福祉施設【個室利用】

サービス費の種類		介護度	1日の利用料金	30日・月額
基本料金	ユニット型 介護老人福祉施設 基本サービス費	要介護1	670円	20,100円
		要介護2	740円	22,200円
		要介護3	815円	24,450円
		要介護4	886円	26,580円
		要介護5	955円	28,650円

食費	1,645円	49,350円
居住費	2,066円	61,980円

介護老人福祉施設　各種加算一覧　（体制が整い次第随時算定）

加算名	単価
身体拘束廃止未実施減算	100 分の 10
安全管理体制未実施減算	100 分の5
高齢者虐待防止措置未実施減算	100 分に 1
業務継続計画未実施減算	100 分の 3
栄養管理に係る減算	14 円／日
日常生活継続支援加算Ⅰ・Ⅱ	（Ⅰ）36 円／日　（Ⅱ）46 円／日
看護体制加算 Ⅰ(イ) Ⅰ(ロ) Ⅱ(イ) Ⅱ(ロ)	 Ⅰ(イ)6 円／日　Ⅰ(ロ)4 円／日 Ⅱ(イ)13 円／日　Ⅱ(ロ)8 円／日
夜勤職員配置加算 （Ⅰ）イ　（Ⅰ）ロ （Ⅱ）イ　（Ⅱ）ロ （Ⅲ）イ　（Ⅲ）ロ （Ⅳ）イ　（Ⅳ）ロ	 （Ⅰ）イ 22 円／日　（Ⅰ）ロ 13 円／日 （Ⅱ）イ 27 円／日　（Ⅱ）ロ 18 円／日 （Ⅲ）イ 28 円／日　（Ⅲ）ロ 16 円／日 （Ⅳ）イ 33 円／日　（Ⅳ）ロ 21 円／日
生産性機能向上連携加算 （Ⅰ）（Ⅱ）	 （Ⅰ）100 円／月　（Ⅱ）200 円／月
個別機能訓練加算 （Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）	 （Ⅰ）12 円／日　（Ⅱ）20 円／月　（Ⅲ）20 円／月
ADL 維持等加算 （Ⅰ）（Ⅱ）	 （Ⅰ）30 円／月　（Ⅱ）60 円／月
障害者生活支援体制加算 （Ⅰ）（Ⅱ）	 （Ⅰ）26 円／日　（Ⅱ）41 円／日
精神科を担当する医師に係る加算	5 円／日
入院時加算 1 月に 6 日を限度	246 円／日
外泊時加算 1 月に 6 日を限度	560 円／日
初期加算 30 日間	30 円／日
退所時栄養情報連携加算	70 円／回
再入所時栄養連携加算	200 円／回
退所時等相談援助加算 （1）（2）	 （1）460 円／回　（2）460 円／回
（3）（4）	（3）400 円／回　（4）250 円／回
協力医療機関連携加算 令和7年4月1日～ （Ⅰ）以外の場合	100 円／月 50 円／月 5 円／月
栄養マネジメント強化加算	11 円／日
経口移行加算	28 円／日
経口維持加算 （Ⅰ）（Ⅱ）	 （Ⅰ）400 円／月　（Ⅱ）100／月
口腔衛生管理加算 （Ⅰ）（Ⅱ）	 （Ⅰ）90 円／月　（Ⅱ）110 円／月
療養食加算	6 円／日（3 日限度）
特別通院送迎加算	594 円／回　12 回限度
配置医師緊急時対応加算 （早朝）（通常） （夜間）（深夜）	 （早朝）650 円／回　（通常）325 円／回 （夜間）650 円／回　（深夜）1,300 円／回
看取り介護加算Ⅰ	死亡日以前 31 日以上 45 日以下 72 円／日 死亡日以前 4 日以上 30 日以下 144 円／日 死亡日の前日及び前々日 680 円／日 死亡日 1,280 円／日
看取り介護加算Ⅰ	死亡日以前 31 日以上 45 日以下　72 円／日 死亡日以前 4 日以上 30 日以下　144 円／日 死亡日の前日及び前々日　780 円／日 死亡日　1,580 円／日
在宅復帰支援機能加算	10 円／日
在宅・入所造語利用加算	40 円／日
認知症専門ケア加算 （Ⅰ）（Ⅱ）	 （Ⅰ）3 円／日　（Ⅱ）4 円／日
認知症チームケア推進加算 （Ⅰ）（Ⅱ）	 （Ⅰ）150 円／月　（Ⅱ）120 円／月
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200 円／7 日限度
褥瘡マネジメント加算 （Ⅰ）（Ⅱ）	 （Ⅰ）3 円／月　（Ⅱ）13 円／月
排せつ支援加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）	（Ⅰ）10 円／月　（Ⅱ）15 円／月　（Ⅲ）20 円／月
自立支援促進加算	280 円／月

科学的介護推進体制加算（Ⅰ）（Ⅱ）	（Ⅰ）40 円／月 （Ⅱ）50 円／月
安全対策体制加算	20 円／日（初日のみ）
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）（Ⅱ）	（Ⅰ）10 円／月 （Ⅱ）5 円／月
新興感染症等施設療養費	240 円／日 連続する 5 日限度
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）（Ⅱ）	（Ⅰ）100 円／月 （Ⅱ）10 円／月
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）	（Ⅰ）22 円／日 （Ⅱ）18 円／日 （Ⅲ）6 円／日
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	1000 分の 140

居住費	基準額	第1段階	第2段階	第3段階1	第3段階2
介護老人福祉施設（多床室）	915 円	0 円	420 円	430 円	430 円
介護老人福祉施設（従来型個室）	1,231 円	380 円	480 円	880 円	880 円
介護老人福祉施設（ユニット型個室）	2,066 円	880 円	880 円	1,370 円	1,370 円

食費	基準額	第1段階	第2段階	第3段階1	第3段階2
食費	1,645 円	300 円	600 円	1,000 円	1,300 円

＊ その他、日常生活に必要な物品やご本人が希望されるレクリエーション用品及び散髪代、複写物等はその都度実費相当額をいただく事になります。
医療費（診察代・薬代・検査費用）については、実費費用を頂きます。

4、食事提供時間

管理栄養士の管理のもと、適時適温で食事を提供しています。

	提供時間
朝食	午前 7時30分～
昼食	午後12時00分～
夕食	午後 6時00分～

＊ご契約者のご希望により特別な食事を提供しております。（この場合の費用は要した費用から基本食事サービス費相当額を控除した食事に加えて費用をいただくことになります。）

5、協力医療機関

嘱託医	
医療法人社団 三木 医院	医院長 三木 信彦 〒677-0001 兵庫県西脇市大木町 288-4 0795-23-5850
診療科	内科 循環器科

協力医療機関	
社会医療法人社団 大山記念病院	〒679-0321 兵庫県西脇市黒田庄町田高 313 TEL:0795-28-3773
診療科	総合
西脇市民病院	兵庫県西脇市下戸田652－1
診療科	総合

＊ 医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、上記の医療機関において診療・診察を受けることが出来ます。また上記医療機関での診療等を義務付けるものでもありません。
＊ 医療費（診察代・薬代・検査費用）については、実費費用を頂きます。
＊ 短期入所生活介護の場合は、それぞれの担当主治医がおられると思いますので、往診等については担当主治医にお願いしてもらうことになります。
＊ 協力歯科医療機関

協力歯科医療機関	
村上歯科医院	兵庫県西脇市黒田庄町石原1067
診療科	歯科

6、苦情対応体制

施設に対する苦情や相談についきましては、下記の者が担当させていただきます。

苦情解決責任者	施設長 東口 喜樹	第三者委員 後藤 國彦
苦情受付担当者（介護老人福祉施設）	生活相談員（課長）杉本幸仁 生活相談員（課長）前中頼之	
苦情受付担当者（短期入所生活介護）	生活相談員（課長）澤田忠義 生活相談員 笹倉八千代	

＊受付時間 毎週（月）～（金）午前9時～午後5時までです。
＊その他の苦情受付機関
兵庫県国民健康保険連合会 介護サービス苦情相談窓口
所在地 兵庫県神戸市中央区三宮町1丁目9番1－1801号
電話番号 （078）－332－5617
FAX 番号 （078）—332－5650

各市町の介護保険課

7、面会

面会時間は随時

＊　現在は、新型コロナウィルス感染症対策により、ブース面会及びオンライン面会

8、外泊、外出

外泊・外出される場合は、2日前までにお申し出下さい。葬祭などへの緊急などへのやむを得ない場合は当日届出でもかまいません。この場合、食事が不要の場合であればお申し出ください。（食費は徴収いたしません。）

9、事故発生時の対応

事故が発生した場合は、契約者やそのご家族に対して速やかに状況を報告し、その被害の拡大防止を図るなど必要な措置を講じます。

１０、（身体拘束廃止）

施設はサービスの提供にあたっては、当該利用者及び他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。ただし、緊急やむを得ない場合には利用者本人及び家族に対し、身体拘束の内容・目的・理由・時間・時間帯・期間等を書面をもって詳細に説明し、十分に理解を得るよう努めるものとする。

１１，（感染症対策）

施設は、感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じる。

施設は、施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

施設は、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

１２，（ハラスメント対策）

施設は、施設において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

１３（虐待防止）

施設は、施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じる。

施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

施設における虐待の防止のための指針を整備する。

施設において、職員に対し虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

１４（業務継続計画）

施設は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

短期入所生活介護事業【従来型多床室利用】

サービス費の種類		介護度	1日の利用料金	30日・月額
基本料金	併設型短期入所生活介護基本サービス費	要介護1	603 円	1,8090 円
		要介護2	672 円	20,160 円
		要介護3	745 円	22,350 円
		要介護4	815 円	24,450 円
		要介護5	884 円	26,520 円

食費	1,645 円	49,350 円
滞在費	915 円	27,450 円

短期入所生活介護【従来型個室利用】

サービス費の種類		介護度	1日の利用料金	30日・月額
基本料金	併設型短期入所生活介護基本サービス費	要介護1	603 円	1,8090 円
		要介護2	672 円	20,160 円
		要介護3	745 円	22,350 円
		要介護4	815 円	24,450 円
		要介護5	884 円	26,520 円

食費	1,645 円	49,350 円
滞在費	1,231 円	36,930 円

ユニット型介護老人福祉施設【個室利用】

サービス費の種類		介護度	1日の利用料金	30日・月額
基本料金	併設ユニット型短期入所生活介護基本サービス費	要介護1	704 円	21,120 円
		要介護2	772 円	23,160 円
		要介護3	847 円	25,410 円
		要介護4	918 円	27,540 円
		要介護5	987 円	29,610 円

食費	1,645 円	49,350 円
滞在費	2,066 円	61,980 円

介護予防短期入所生活介護

サービス費の種類		介護度	1日の利用料金	
基本料金	介護予防 併設型短期入所 生活介護 基本サービス費	要支援1	451 円	従来型多床室
		要支援2	561 円	従来型多床室
		要支援1	451 円	従来型個室
		要支援2	561 円	従来型個室
		要支援1	529 円	ユニット型個室
		要支援2	656 円	ユニット型個室

短期入所生活介護　各種加算一覧（体制が整い次第随時算定）

加算名	単価
身体拘束廃止未実施減算	100 分の 1
高齢者虐待防止措置未実施減算	100 分に 1
業務継続計画未実施減算	100 分の 1
生活機能向上連携加算（Ⅰ）（Ⅱ）	（Ⅰ）100 円／月 （Ⅱ）200 円／月
生活相談員配置等加算	13 円／月
機能訓練指導員加算	12 円／日
機能訓練加算	56 円／日
看護体制加算 Ⅰ　Ⅱ Ⅲ（イ）　Ⅲ（ロ） Ⅳ（イ）　Ⅳ（ロ）	 Ⅰ 4 円／日　Ⅱ 8 円／日 Ⅲ（イ）12 円／日　Ⅲ（ロ）6 円／日 Ⅳ（イ）23 円／日　Ⅳ（ロ）13 円／日
医療連携強化加算	58 円／日
看取り連携体制加算 （死亡日及び死亡日以前 30 日以下について 7 日を限度として	64 円／日
夜勤職員配置加算 （Ⅰ）（Ⅱ） （Ⅲ）（Ⅳ）	 （Ⅰ）13 円／日 （Ⅱ）18 円／日 （Ⅲ）15 円 （Ⅳ）20 円／日
生産性機能向上連携加算（Ⅰ）（Ⅱ）	（Ⅰ）100 円／月 （Ⅱ）200 円／月
個別機能訓練加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）	（Ⅰ）12 円／日（Ⅱ）20 円／日（Ⅲ）20 円／日
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200 円／日
送迎加算（片道）	184 円／回
緊急短期入所受入加算	90 円／日
長期利用者に対する減算	30 円／日
口腔連携強化加算	50 円／月
療養食加算（3 回限度）	8 円／日
在宅中重度受入加算	421 円／日　417 円／日　413 円／日　425 円／日
認知症専門ケア加算（Ⅰ）（Ⅱ）	（Ⅰ）3 円／日 （Ⅱ）4 円／日
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）（Ⅱ）	（Ⅰ）100 円／日 （Ⅱ）10 円／日
サービス提供体制強化加算 （Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）	 （Ⅰ）22 円／日 （Ⅱ）18 円／日（Ⅲ）6 円／日
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	1000 分の 83

1、（身体拘束廃止）

施設はサービスの提供にあたっては、当該利用者及び他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。ただし、緊急やむを得ない場合には利用者本人及び家族に対し、身体拘束の内容・目的・理由・時間・時間帯・期間等を書面をもって詳細に説明し、十分に理解を得るよう努めるものとする。

2，（感染症対策）

施設は、感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じる。

施設は、施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

施設は、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

3，（ハラスメント対策）

施設は、施設において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

4，（虐待防止）

施設は、施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じる。

施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

施設における虐待の防止のための指針を整備する。

施設において、職員に対し虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

5，（業務継続計画）

施設は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

楽寿園　デイサービスセンター　　兵庫県指定番号　第 2871800567 号

楽寿園　介護予防・総合支援事業　西脇市指定番号　第 2871800567 号

1、センター長　　東口　喜樹

（定員）35名定員

2、職員配置状況

職種	指定基準	配置
生活相談員	1名	基準以上配置
介護職員	4名	基準以上配置
看護職員	1名	基準以上配置

通所介護

サービス費の種類		介護度	1日の利用料金	実費負担分
基本料金	通常規模通所介護基本サービス費7時間以上8時間未満	要介護1	658 円	昼食代　750 円（おやつ含む）はくパンツ・紙おむつ・尿取りパット・その他利用者希望の日用品等相当額
		要介護2	777 円	
		要介護3	900 円	
		要介護4	1,023 円	
		要介護5	1,148 円	

サービス費の種類		介護度	1ヶ月の利用料金	実費負担分
基本料金	介護予防通所介護費	要支援1	1,798 円	昼食代　700 円（おやつ含む）はくパンツ・紙おむつ・尿取りパット・その他利用者希望の日用品等相当額
		要支援2	3,621 円	

サービス費の種類		種類	1ヶ月の利用料金	実費負担分
基本料金	通所サービスA	ミニデイ（送迎あり）	370 円／回	昼食代　700 円（おやつ含む）はくパンツ・紙おむつ・尿取りパット・その他利用者希望の日用品等相当額
		ミニデイ（送迎無し）	270 円／回	
		入浴デイ（送迎あり）	390 円／回 1,608 円／月	
		入浴デイ（送迎無し）	290 円／回	

通所介護　各種加算一覧（体制が整い次第随時算定）

加算名	単価
入浴介助加算	40 円／回
生活機能向上連携加算Ⅰ	Ⅰ100 円／回　Ⅱ200 円／回
個別機能訓練加算（Ⅰ）イ（Ⅱ）ロ	（Ⅰ）イ 56 円／回　（Ⅱ）ロ 76 円／回
個別機能訓練加算（Ⅱ）	20 円／回
ADL 維持等加算ⅠⅡ	（Ⅰ）30 円／回　（Ⅱ）60 円／回
栄養アセスメント加算	50 円／回
栄養改善加算	200 円／回
口腔・栄養スクリーニング加算ⅠⅡ	（Ⅰ）20 円／回　（Ⅱ）5 円／回
科学的介護推進体制加算	40 円／回
口腔機能向上加算ⅠⅡ	（Ⅰ）150 円／回　（Ⅱ）160 円／回
サービス提供体制加算（Ⅰ）	22 円／回
送迎を行わなかった場合の減算（片道）	47 円

総合事業・各種加算一覧（体制が整い次第随時算定）

加算名	単価
生活機能グループ活動加算	100 円／回
栄養アセスメント加算	50 円／回
栄養改善加算	200 円／回
口腔機能改善加算ⅠⅡ	（Ⅰ）150 円／回　（Ⅱ）160 円／回
選択的サービス複数実施加算ⅠⅡ	（Ⅰ）480 円／回　（Ⅱ）700 円／回
生活機能向上連携加算ⅠⅡ	（Ⅰ）100 円／回　（Ⅱ）200 円／回
口腔・栄養スクリーニング加算ⅠⅡ	（Ⅰ）20 円／回　（Ⅱ）5 円／回
科学的介護推進体制加算	40 円／回
サービス提供体制加算（Ⅰ）要支援1	88 円／回
サービス提供体制加算（Ⅰ）要支援2	176 円／回

＊　ご契約者に提供する食事に係る費用は別途いただきます。
　　1食あたり　　700円（昼食・おやつ代）
＊　運営規定に定められた地域以外の送迎については、別途費用をご負担いただきます。

4、苦情対応体制

施設に対する苦情や相談についきましては、下記の者が担当させていただきます。

苦情解決責任者	センター長　東口　喜樹	
苦情受付担当者	生活相談員(課長)澤田　忠義	第三者委員　後藤　國彦

＊受付時間　　毎週(月)～(金)午前9時～午後5時までです。
＊その他の苦情受付機関
兵庫県国民健康保険連合会　介護サービス苦情相談窓口
所在地　　兵庫県神戸市中央区三宮町1丁目9番1－1801号
電話番号　(078)－332－5617
FAX 番号　(078)—332－5650
各市町の介護保険課

5、営業時間

毎週(月)～(金)(年末年始は除く)
午前8時30分～午後5時30分
サービス提供時間　午前9時15分　～午後4時30分

6、事故発生時の対応

事故が発生した場合は、契約者やそのご家族に対して速やかに状況を報告し、その被害の拡大防止を図るなど必要な措置を講じます。

当施設の責任によりご契約者に生じた損害は、速やかに損害を賠償いたします。その時は、損害賠償責任を減じる場合がございます。

＊　感染症対策として、(インフルエンザ・新型コロナ等)のクラスター防止の為、ワクチン接種・PCR検査・抗原検査等を実施させていただくことがございます。実費負担をお願いします。

7，(身体拘束廃止)

施設はサービスの提供にあたっては、当該利用者及び他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。ただし、緊急やむを得ない場合には利用者本人及び家族に対し、身体拘束の内容・目的・理由・時間・時間帯・期間等を書面をもって詳細に説明し、十分に理解を得るよう努めるものとする。

8，(感染症対策)

施設は、感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じる。
施設は、施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
施設は、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

9，(ハラスメント対策)

施設は、施設において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

１０、(虐待防止)

施設は、施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じる。
施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
施設における虐待の防止のための指針を整備する。
施設において、職員に対し虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

１１，(業務継続計画)

施設は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。
施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

楽寿園　居宅介護支援事業　　兵庫県指定番号　　第 2871800039 号

楽寿園　介護予防支援事業　　西脇市指定番号　　第 2871800039 号

サービス費の種類		介護度	1日の利用料金	
基本料金	居宅介護支援費（Ⅰ） 基本サービス費	要介護1・2	1,086 円	
		要介護3・4・5	1,411 円	

各種加算体制　一覧　（体制が整い次第随時算定）

加算名	単価
高齢者虐待防止措置未実施減算	100 分に 1
業務継続計画未実施減算	100 分の 1
特定事業所集中減算	200 円／月
初回加算	300 円／月
特定事業所加算（Ⅰ）（Ⅱ）	（Ⅰ）519 円／月　（Ⅱ）421 円／円
特定事業所加算（Ⅲ）（Ⅳ）	（Ⅲ）323 円／月　（Ⅳ）114 円／月
特定事業所医療介護連携加算	125 円／月
入院時情報連携加算（Ⅰ）（Ⅱ）	（Ⅰ）250 円／月　（Ⅱ）200 円／月
退院・退所加算（Ⅰ）イ（Ⅰ）ロ	（Ⅰ）イ 450 円／月　（Ⅰ）ロ 600 円／月
退院・退所加算（Ⅱ）イ（Ⅱ）ロ	（Ⅱ）イ 600 円／月　（Ⅱ）ロ 750 円／月
退院・退所加算（Ⅲ）イ	900 円／月
通院時情報連携加算	50 円／回／月
緊急時等居宅カンファレンス加算	200 円／月／2 回
ターミナルケアマネジメント加算	400 円／月

介護予防支援事業

サービス費の種類		介護度	月の利用料金	
基本料金	介護予防支援 基本サービス費	（Ⅰ）	442 円	
		（Ⅱ）	472 円	

各種加算体制　一覧　（体制が整い次第随時算定）

加算名	単価
高齢者虐待防止措置未実施減算	100 分に 1
業務継続計画未実施減算	100 分の 1
初回加算	300 円／月
委託連携加算	300 円／回

1、事業所長（管理者）　　藤原　宏美

2、職員配置

主任介護支援専門員	1名	藤原　宏美
介護支援専門員	1名	山口　寿美子

3、利用料金

居宅サービス計画の作成、変更、相談説明などについては、原則利用者の負担はありません。

ただし、交通費などの実費負担が必要な場合がありますので詳しくは「担当者」まで問い合わせください。

4、苦情対応体制

苦情解決責任者	藤原　宏美	第三者委員　後藤　國彦
苦情受付担当者	主任介護支援専門員　藤原　宏美	

＊受付時間　　毎週（月）～（金）午前9時～午後5時までです。

＊その他の苦情受付機関

兵庫県国民健康保険連合会　介護サービス苦情相談窓口

所在地　　兵庫県神戸市中央区三宮町1丁目9番1－1801号

電話番号　（078）－332－5617

FAX 番号　（078）—332－5650

各市町の介護保険課

5、営業時間

毎週（月）～（金）（年末年始は除く）

午前8時30分～午後5時30分

相談受付は、年中無休で24時間受付可能です。

6、（身体拘束廃止）

施設はサービスの提供にあたっては、当該利用者及び他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。ただし、緊急やむを得ない場合には利用者本人及び家族に対し、身体拘束の内容・目的・理由・時間・時間帯・期間等を書面をもって詳細に説明し、十分に理解を得るよう努めるものとする。

7，（感染症対策）

施設は、感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じる。

施設は、施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

施設は、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

8，（ハラスメント対策）

施設は、施設において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

9（虐待防止）

施設は、施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じる。

施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

施設における虐待の防止のための指針を整備する。

施設において、職員に対し虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

１０、（業務継続計画）

施設は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。